

商品概要説明書

当座貯金（専用約束手形口）

（平成22年10月1日現在）

1. 商品名 (愛称)	○当座貯金 ※お客様からのご依頼により、決済資金をお預かりし、専用約束手形の支払いを行うための口座です。
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○専用約束手形により随時払い戻します。
6. 利息	○無利息となります。
7. 手数料	○専用約束手形用紙代金は別紙「手数料等一覧」に記載します。
8. 付加できる 特約事項	——
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましても、当組合本支店(所)または金融部(電話：055-949-3211)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所(電話：054-284-9913)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所(電話：054-284-9913)にお尋ねください。
11. その他参考と なる事項	○口座開設にあたり、所定の審査が必要となります。 ○この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。 ○この取引が終了した場合には、その終了前に振出された専用約束手形であっても、当組合はその支払い義務を負いません。 ○前項の場合には、未使用の専用約束手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A伊豆の国